

秋田藩における一九世紀林政改革の基調

—「山林取立」政策を中心に—

芳賀和樹

はじめに

一 木山方による林政改革の開始

(一) 木山方の組織と「伐尽」への危機感

(二) 「山林取立」の基本政策

二 「山林取立」政策の推進と木山方役人

(一) 林取立役加勢の新任

(二) 木山方吟味役賀藤清右衛門の献策

(三) 木山掛奉行瀬谷小太郎の「演舌」

三 木山方による「山林取立」政策の展開

(一) 「徒」の抑止と御材木場の設置

(二) 榛出し方法の改善・統制と御山師

(三) 「民生日用之助」としての植林の奨励

(四) 「山林取立」をめぐる木山方と郡方

(五) 林政改革の行方—文政期末の動向—

おわりに

本稿の目的は、秋田藩の林政史上、最大の画期となつた一九世紀林政改革の基調を、「山林取立」政策に着目して明らかにすることである。はじめに、同藩林政の概要と主要な研究史を整理し、課題を提示したい。

六郡から成る秋田藩領(図1)は、上筋(仙北筋)と呼ばれる南部三郡と、下筋と呼ばれる北部三郡に区分され、森林資源利用にも次のような地域性があつた。下筋のうち、米代川支流の大阿仁・小阿仁・小猿部川流域を中心とする山林では、「銅山掛山」と称される藩営林が設定されて、阿仁銅山向けの林産物、とりわけ「雜木」と呼ばれる落葉広葉樹を原料とした炭が大量に生産された⁽¹⁾。また、銅山掛山を除く米代川流域の山林と男鹿山には、「能代木山」と称される藩営林が広がり、史料上「青木」と記される針葉樹、特に良質な杉が豊富に生育していた。この能代木山は、江戸時代初期から主要な材木・小羽生産地で、領内の需要に応えるとともに、領外

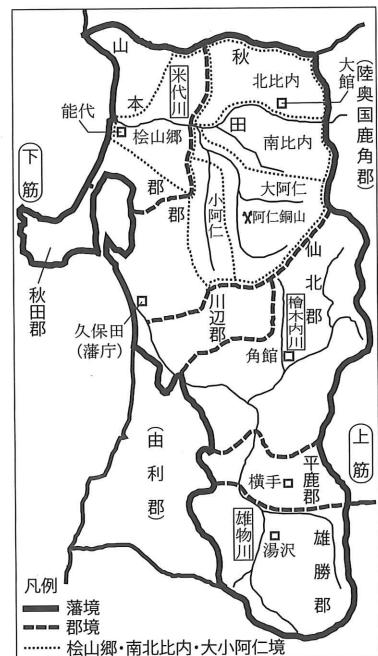


図1 秋田藩領の概略図

出典：秋田県編『秋田県林業史』上巻(秋田県、1973年)104頁の図に加筆修正して作成。

註：河川の名称は長方形で示した。

ちなんみに、管理・經營の主体で同藩の山林を分類すると、①公山、②御直山、③御留山、④平山、⑤運上山、⑥郷山(林)、⑦符人山(林)、⑧寺社林、⑨地頭林など多岐にわたる。各山林の面積を求めるのは史料的に不可能であるが、大部分が藩の管理・經營する①～⑤の山林⁽⁵⁾であったと考えて良い。本稿では煩雑さを避けるため、特定する必要のない限り、これら①～⑤の山林を藩営林として一括する。このほか、⑥は村が管理・經營した山林で、同様に、⑦は符人すなわち林主個人が、⑧は寺社が、⑨は地頭すなわち給人が管理・經營した山林である。また、類似した表現に植立林があるが、これは①～⑨を問わず、人工的に植栽された山林を指し、天然

更新によつて成立した山林に對置される。

江戸中期までは、こうした森林資源利用の地域性や、山林の種類に応じて複数の担当部署が置かれ、藩林政は複雑な展開をみせたが、大局的には次のように整理できる。まず一七世紀には、領内各地でとりわけ大量の林産物が生産され、森林資源が急速に減少した。そのため、藩は一七世紀後半以降、林産物生産の抑制と森林資源の保護を開始した。さらに一八世紀になると、藩は歩分林制度を伴う植林政策を採用し、より積極的に森林資源の育成を目指した。この歩分林制度とは、「藩庁の勧奨なしし承認の下に、藩民が無立木地に造林をして、成木の上収穫物又は収益を、両者が予め約定の歩合で分収する制度」⁽⁷⁾で、秋田藩は正徳期(二七一一～一六)、植栽した青木が成林した場合、立木を林主と藩で五対五に分収する旨を明文化した。それまでは、たとえ青木を植栽しても、林主の利用権は明確でなかつたので、歩分林制度の導入は植林奨励策として画期的であった。その後、一八世紀後半には、「番山縁」⁽⁸⁾という森林經營計画の立案・普及などによつて、森林資源の持続的利用が進められた。

こうしたなか、寛政～享和期(一七八九～一八〇四)には、凶作で疲弊した村々の立て直しなどを目的に、藩政改革が開始された。林政もその一環に組み込まれ、山林の恵みで村の相続を援助し、耕地を維持・復興するために、漆木などの「產物取立」とともに、「山林取立」すなわち森林資源の保護・育成が図られた。そのため、この時期には、領内山林のはほとんどが許可を得ない伐木や皮剥ぎの頻発などで、かえつて森林資源を減少させた。⁽⁹⁾そこで藩は、文化二年(一八〇五)、森林資源の減少を食い止めるため、林

政の刷新に乗り出し、これを木山方に管掌させた。本稿がとりあげる一九世紀林政改革は、この木山方による林政の刷新を指している。

このような秋田藩林政の展開については、月居忠熙氏⁽¹⁰⁾や服部希信氏⁽¹¹⁾らによつて比較的早期から解説が進められた。そのなかでも高く評価すべきな

のが、昭和一四年（一九三九）に刊行された岩崎直人氏の研究⁽¹²⁾である。しかし岩崎氏の研究は、森林資源の変遷とその要因を長期的に解明することを通じて、「将来」の森林經營方法を提示するのが目的であつたため、一九世紀林政改革については、具体的な分析をほとんど加えていない。これに対し、戦後の村井英夫氏と高橋秀夫氏による研究⁽¹³⁾や、『秋田県史』第三卷近世編下、『秋田県林業史』上巻は、一九世紀林政改革の方向性を整理したものとして注目される。しかし、その見解は、一九世紀林政改革の展開を、充分に整理しての結論とはいがたく、再検討の余地が残されている。⁽¹⁶⁾とりわけ、従来の研究は林政改革の内容自体に着目しがちで、それを主導した木山方に属する各役人の役割については追究していない。また先に筆者は、一九世紀林政改革の目的と基本政策、林政機構の整備について検討を加えたことがあつたが、紙幅の都合もあつて充分に考察できなかつた。

こうした研究状況を受けて、本稿では一九世紀林政改革の基調を、木山方役人の役割に着目しながら再検討する。なお、一九世紀林政改革は多様な論点を含むため、ここでは最も肝要な「山林取立」の基本政策を分析の中心に据える。また、本稿で主に用いる史料は、木山方吟味役の賀藤清右衛門が、江戸初期以来の林政関係史料を編纂した「木山方以來覚」である。これは文政期（一八一八～三〇）末頃の成立と推定され、一九世紀林政改革を解説するための基礎史料である。このほかの史料については、適宜註で示した。⁽¹⁹⁾

一 木山方による林政改革の開始

（二）木山方の組織と「伐尽」への危機感

文化二年（一八〇五）九月二一日、それまで郡方支配に属していた「六郡木山」は「御吟味之訛」あつて木山方支配に改められた。⁽²⁰⁾このときの木山掛奉行は田名部丹治と金易右衛門で、木山方吟味役は小鳩惣兵衛・大井丈助・賀藤清右衛門であった。⁽²¹⁾また同九月中には、須田市十郎・菊地山三郎・皆川早太の三人が、林取立役に新任された。⁽²²⁾この林取立役は、単に林役とも呼ばれ、寛政（享和期）（一七八九～一八〇四）には郡方物書や郡方見廻役の兼任で、一時は廃止さえされたが、一九世紀の林政改革では専任の役人として任命され、重要な役割を担つた存在である。こうして、木山掛奉行を長官とし、次官に相当する木山方吟味役のもとに林取立役を配するという木山方の基本組織が形成され、「六郡木山」の林政改革を開始しうる態勢が整えられた。

同九月には、林取立役の任命に伴い、彼らに對して一一か条の職務規程が申し渡された。差出は不明であるが、木山掛奉行と推測される。この職務規程は、「文化二丑年九月被仰渡ヶ條」⁽²⁴⁾（以下、「被仰渡ヶ條」として、先述の「木山方以來覚」に所収されている。一九世紀林政改革で新任された林取立役の職務規程からは、その政策基調を読み取ることができよう。

まず第一条から、一九世紀林政改革の目的を確認する。これによると、「山林伐尽に相成候而者、田畠之荒廃、村居之衰ひ而已ならず、急水之変、旱魃之憂、川形之変地等ニ至候而者全山林伐尽より相生并材木・薪炭価之

昂低 御國中一統ニ相係り「ソとして不軽事ニ候」とあり、山林の「伐尽」が田畠の荒廃や村の衰退だけでなく、洪水や旱魃を引き起こし、さらには材木・薪炭価格の高騰をもたらす原因として捉えられ、「御國」全体に關わる重大問題と主張された。それゆえ、「山林取立之御仕法、掛リ吟味役并同役(林取立役)申会猶も所存被相尽、百姓共ヘ篤ト申含、諸樹植継、山沢繁茂致候様ニ入精可被相勤候」とあるように、「山林取立」の方法について木山方吟味役と同役の間で議論を尽くし、百姓を説得して植林を進め、山林の保護・育成に向けて出精することが命じられた。

先述したように、寛政～享和期(一七八九～一八〇四)の林政でも「山林取立」という文言は使用されたが、その目的は山林の「余勢」によって村の相続を援助し、耕地を維持・復興させるという点に集中していた。これに対し、木山方は森林資源の減少が誘発する事象を多角的に捉えることで、山林の「伐尽」に強い危機感を抱き、その問題解決を図るために、林政改革による「山林取立」を標榜した。文言こそ同じであつたが、一九世紀林政改革における「山林取立」の目的は、寛政～享和期のそれを内包する幅広いものであつた。⁽²⁵⁾次節では、木山方による「山林取立」の基本政策を、同じく「被仰渡ヶ条」から整理する。

イ 山林の取り締まり

(二) 「山林取立」の基本政策

ア 森林資源の実態調査と記録の整備

まず重要であったのは、「山林取立」の推進にあたつて領内の森林資源状況を正確に把握し、記録に残そうとした点である。

第二条によると、「杉・檜・松・けいやぎ・栗・桂・漆・桑、其外薪山・

炭山共絵図帳面ニ取立可被指出候、植立林・郷村林・符人林・寺社林・地頭林・屋敷添・畑添共、右同様取調可被指出候」とあり、藩営林はもろのこと、植立林・郷林・符人林・寺社林・地頭林、さらには屋敷添・畑添の山林についても、杉以下八種類の樹種の生育状況や薪山・炭山の別を調査し、絵図にまとめて提出するよう定められた。この薪山・炭山とは、その名通り薪炭を生産した山林で、そこには原料となる落葉広葉樹が主に生育していたと考えられる。したがつて本条文は、領内全ての山林について、生育樹種の実態調査と、その記録化を図つたものと解釈できる。

また第三条では、「青木之義者 公山者勿論其外たり共、壱ヶ年隔ニ村方よりも林帳為指出取調、控置可被申候」とあり、青木については「公山」であり、それ以外の山林であれ、村から隔年で林帳を提出させ、調査・保管するよう求められた。この林帳は山帳とも呼ばれ、一村ごとに山林の字名・境界・林相・所持者などを記した台帳である。⁽²⁶⁾

このように、木山方は領内山林の生育樹種を調査したうえで、それを絵図にまとめて鳥瞰できるようにし、材木生産などにとりわけ有用な青木については、林帳を別途整備して、その多寡を知得しようとしたのである。

続く第四条では、既存の森林資源を保護・育成するため、山林の取り締まり強化が主張されている。これによると、「近年御山守被相止、麓村見繼ニ被仰付候山處も有之所、吟味も行届兼、御不取締之事ニ相聞得候」とあり、近年は一部の地域で御山守が廃止され、藩営林の監督が麓村に任されてきたため、取り締まりが徹底されていないという。そこで、「以前ニ被相復御山守被建置候間、山之広狭、道之遠近ニ寄り人数増減之次第も可

有之間、先年ニ不相泥吟味之上可被申聞候」とあるように、再び御山守を任命するので、面積などに応じた所要人数を調査・上申するよう命じられた。本条文は、寛政～享和期（一七八九～一八〇四）の林政で御山守が廢止され、「徒」などの摘発が不徹底な事態を問題視したものといえよう。

このように一九世紀の林政改革は、御山守を復活させて木山方のもとに再編成することで、既存の森林資源を「徒」などから守り、「山林取立」を実現しようとしたのである。

ウ 植林の奨励

木山方が「山林取立」を図るうえで、最も重視した方策の一つは植林であった。それは、前掲の「被仰渡ヶ条」第一条で、いずれにも先んじて「諸樹植継」が主張された点から明らかである。その後略部分では、「御時節柄ニ候得共、種・実、苗木取立等御入方者可被指出候間、追々取調可被申聞候」とあり、種・実の用意や育苗に要する費用は支給するので、金額などを調査して上申するよう命じられた。

この植林については、さらに第五条と第六条で詳しく述べてある。

まず第五条によると、「新林者山野共草飼之内も可成丈ヶ為植立、村居勝手ニ相成候様ニ可被申付候」とあり、村の利益となるよう、たとえ採草地

でも可能な限りは植林させることが求められた。こうした植林が「村居之勝手」になるという認識は、山林の恵みで村の相続を援助しようとした寛政～享和期（一七八九～一八〇四）の林政から継承されたものと考えられる。

また第六条では、「栗・柿・胡桃・楡・漆・竹之類、其土地ニ宜敷キを見計ひ山々屋敷々々へも為植立可被申候、川添之村居者川留ニ相成候様ニ川端ヘ柳可被取立候」と、その土地に適した樹種を積極的に植栽させるこ

とが命じられ、川沿いの村には水害防備のために柳を植栽させるよう定められた。材木生産などに有用な青木ではなく、食用果実を産する栗・柿・胡桃や、商品生産によって利益を生む漆、生活用具や農具の材料となる竹、洪水から屋敷や田畠を守る柳などの植栽が特別に指示された点は、植林が「村居之勝手」になるという認識の表れであろう。右のように、「山林取立」が漆木の「取立」とともに奨励されたことも、寛政～享和期の林政からの連続性を感じさせる。

なお第五条には、「自今以後取立候分、山分ケ字所并誰取扱、符人誰、木数何程と相記、一ヶ年限ニ取纏、御財用奉行へ可被書出候、猶各手内へも無落控置可被申候」との記述もあり、今後新たに育成された植立林については、その境界、担当役人の名前⁽²⁷⁾、符人の名前、植栽本数を逐一記録して財用奉行へ毎年提出するとともに、その控えを手元で保管しておくよう指示された。これらは、既述した（ア）森林資源の生態調査と記録の整備とも関連して、植林の奨励がどの程度結果として表れているかを把握しうる有効な手段であったが、一方では植立林ごとに符人の利用権を明確化することにも繋がつたと考えられる。

エ 利用方法の改善と統制

領内の森林資源が減少していく中、藩は建築用材や薪炭材の需要に対応するため、最低限の利用は継続せざるを得なかつた。このため木山方は、限られた森林資源を浪費しないよう、利用方法の改善と統制を図っている。

まず第七条では、「炭山被明置候節、前々被仰渡候通、根株堀取候義堅ク可被停止候」とあり、たとえ製炭を許可された山林でも、根株の掘り取りは改めて厳禁とされた。これには、根株の持つ土砂軋止機能への期待に

加え、萌芽更新によつて比較的短期間で森林資源を回復させ、製炭用原木を再調達する意図があつたと考えられる。

また第九条では、「御直山材木・小羽指出方、時節相後候而者流木等有

之、御損亡之義者勿論、第一御用材木御指支而已ならず、御家中之面々御
払申請候逆も迷惑ニ相及候義者各被相心得候通ニ候、（中略）此末柿子等被相
増雪解三不相成内可被指出候」とあり、御直山から材木・小羽を川下げす
る場合は、増水で流失しないよう、雪解け前に完了させることが求められ
た。さらに同九条には、「種木・細木等を労り跡山取立候義嚴ニ可被遂吟
味候、薪山・炭山逆もけいやぎ・桂、其外雜木たり共、直成木柄ハ相除候
様ニ可被申渡候」との記述もみられ、杣出しの監督時には母樹や若木など
を保護させて伐跡地での「山林取立」に努めること、成木間近の立木は利
用させないことが定められていた。

以上のように、林政改革開始直後の木山方は、「山林取立」の基本政策
として、（ア）森林資源の実態調査と記録の整備、（イ）山林の取り締まり、
（ウ）植林の奨励、（エ）利用方法の改善と統制の四点を強調した。次章では、
この「山林取立」政策が推進されていく過程を、木山方に属する各役人の
役割に着目しつつ明らかにする。

二 「山林取立」政策の推進と木山方役人

（一）林取立役加勢の新任

文化三年（一八〇六）二月以降、藩は「山林取立」政策を一層推進するた
めに、林取立役加勢を順次任命していく。この林取立役加勢は、「加勢」

と呼称されてはいるものの、「本役（林取立役）同様之心得」⁽²⁸⁾をもつて勤める
よう定められていた。したがつて、彼らの任命は、「山林取立」政策を担
う役人の増員を意味することになる。

こうした林取立役加勢にいち早く任命されたのは、横手給人の泉永助と
瀬谷主税であった。彼らは、同二月に「平鹿郡一郡」の林取立役加勢に任
じられた後、翌四年一月には、同郡に加えて仙北郡と雄勝郡も担当する
よう命じられた。次いで同五年正月には角館給人の横塚源藏が、同二月に
は角館給人の小田野庄助と横手給人の長沼四郎が林取立役加勢に就任して
いる。ただし、横塚・小田野・長沼の担当範囲は不明である。また同六年
五月には、湯沢給人の小川又兵衛と小川左内が、雄勝郡の林取立役加勢に
任じられた。さらに同八年正月には、大館給人の小泉豹治と田村要兵衛
が、担当範囲は不明であるが、林取立役加勢に命じられている。⁽²⁹⁾

このように、林取立役加勢は、領内の重要拠点に配属された在々給人か
ら選任され、林取立役と同様に「山林取立」の実務にあたつた。ちなみに
彼らは、それぞれ横手町・角館町などを拠点に職務を遂行したため、「横
手林役」⁽³⁰⁾、「角館林取立役」⁽³¹⁾のように、地名を冠して「加勢」の文言は省略
した呼称が用いられる場合もあつた。

（二）木山方吟味役賀藤清右衛門の献策

こうしたなか、文化五年（一八〇八）一月には、木山方吟味役の賀藤
清右衛門が、「山林取立」に関する九か条の献策書を提出した。⁽³²⁾宛所は
明記されていないが、木山掛奉行と推測される。この献策書は、正徳期

が直面していた課題と解決策を明示したものであり、結論を急ぐならば、以後の「山林取立」政策に影響を与えた点で大きな意義を持つ。

まず、第一条の前半部分では、正徳～寛政期（一七一～一八〇）の林政が略述される。このなかで賀藤は、森林資源の減少過程を振り返り、その主な原因として「林役廻山致候而も多分植立林・郷林等吟味いたし、深山青木立之地所見分も不致」と、役人による廻山の不徹底を指摘した。具体的には、天明期（一七八一～八九）以降、「麓村山稼ニ馴候もの共」が立木を「盜取」、「自由売買」していたが、廻山は徹底されず、あまつさえ寛政期（一七八九～一八〇）には御山守が廃止されたために、当時の久保田城下における家作木は「多分陰賣買之小羽・板木」で弁用されていると批判した。こうした状況に対し、賀藤は林取立役に対して、（ア）「公山青木立之廻」を「委敷回山」するとともに、（イ）「御山守出精・不出精」を吟味し、（ウ）加えて「杣入等之砌」には「悉皆指心得」、山子らを適切に「指図」するよう命じるべきと主張した。

このうち（ア）と（イ）は、山林の取り締まりに関する事柄で、賀藤はその自説を、第二条・第三条・第七条で補強している。第二条によると、当時は林取立役の廻山が不徹底なため、御直山の麓村では、家作木や桶・樽用の原本を御直山の「深山」から無断で伐出していた。それゆえ、「多分植立林無之」とあるように、百姓らが家作木調達などのために自ら植林することはほとんどなかつたという。麓村は、御直山の保護を義務づけられ、「徒」や火災が発生すれば、その責任を負つた。^{〔34〕} その麓村が、率先して「徒」に及んでいたのである。第三条では、秋田郡馬場目村の百姓が、やはり無断で御直山から稻掛杭用の小杉数千本を伐出するとともに、檜三本を桶・樽に加工して同郡五城目村の酒屋に販売した一件を引き合いに

出す。そのうえで、右のような「徒」を抑止するためには、林取立役が「時々」廻山して青木が生育する場所を把握しておき、一方では「御取立担当した同郡山谷村での御直山見分を振り返り、同村の御山守が「時々廻山も不致」、「皮剥木」が多数生じているため、当該御山守を罷免して後任を据えるよう提案する。このように、賀藤は林取立役と御山守による廻山の徹底が、「徒」を抑止するために不可欠と主張したのである。

次に（ウ）について、第四条と第六条を参照すると、まず第四条によると、賀藤は杣出し場所の道・橋普請などで、青木が使い捨てにされてきたことを問題視し、今後は可能な限り雜木を利用させたいと主張した。また同四条では、越前屋多吉という者が、過去に杉皮採取を請け負った際、「若木」を「夥敷」伐採したばかりか、それを利用せずに「其何んさし置」いた例も報告している。賀藤は、その責任を越前屋の「手先之者」に求めつつも、杣出しを監督すべき林取立役が、杣小屋ばかりに居て役割を果たしておらず、御山守の廻山も杣出し中は停止されたことに改善点を見出した。そして、杣出し中は林取立役指揮のもと、御山守も絶え間なく廻山させたいと上申している。なお第六条では、献策の形を取つてはいらないものの、賀藤自身が以前杣出しを監督した際、たとえ「細末木」でも材木を「可成丈ヶ取出し候様」命じた経験を附言する。このように、賀藤は林取立役と御山守から、杣出し中の山子らへ適切な指示を出させることで、森林資源の浪費を避け、既存の山林を保護しようと考えたのである。

以上のように、賀藤は「山林取立」に関する献策書のなかで、林取立役による廻山の徹底や御山守の勤怠吟味、杣出し監督時の適切な指示などによって、山林を保護するよう上申した。ここで特に着目したいのは、賀藤

が改善案の要として、とりわけ林取立役に期待した点である。なぜ賀藤は、林取立役に大きな期待を寄せたのであろうか。この点については、第三条に「私共木山方吟味役之事ニ仕候得ハ、当座同様三而片付替拵ト申事も御付等ハ御聞取被成候様ニ仕度奉存候」とあるのが重要である。すなわち、木山方吟味役はほかの役職に移る場合があるのに對し、林取立役はひとえに「山林取立」を担当する役職であるため、一人ずつでも所存を聽取されたいと木山掛奉行に上申している。賀藤にとって、林取立役は「山林取立」を長期的に担うべき専任の役職で、彼らに蓄積される経験や知識、それに基づく献策への傾聴こそが、林政改革の遂行に不可欠なのであつた。

(二) 木山掛奉行瀬谷小太郎の「演舌」

文化六年(一八〇九)一月、木山掛奉行瀬谷小太郎は、林取立役に対して「山林取立」の「心得」を「演舌」⁽³⁵⁾した。その要点は一四か条にまとめられ、「林取立役江為心得申合候演舌覺」(以下、「演舌覺」という表題で「林取立役定書被仰渡控」に所収されている。なお、末尾には「在々同役共江も可被申伝候」とあることから、「演舌」の内容は、横手町などの林取立役加勢にも通達されたと考えられる。この「演舌覺」は、木山方の長官にあたる木山掛奉行が、一九世紀林政改革の要ともいすべき林取立役らに与えた詳細な指示であり、その基調を論じるうえで不可欠なものである。そこで本節では、先にとりあげた文化二年の「被仰渡ヶ条」、および同五年の賀藤の献策書とも適宜関連させながら、その内容を子細に検討したい。

はじめに、「演舌覺」の第一条を引用し、その趣旨を明らかにする。

(史料1)

一、①木山近年伐尽ニ相成、當時之姿ニテハ平年御家中江被渡置候御材木・小羽も指支、畢竟木山方仕法相弛候故、中古迄ハ御材木沖出御利潤も貳万両程も有之、一方御借相立候儀者、各被心得候通候、②御領中三分一ハ御田地、三分貳ハ山処ニ相当候程ニテ、御林之儀者、御田地ニ次候產ニテ、第一水ノ目ニ相成、御田地根元ニも相立候、然ル所近年之姿ニ成行候ハ、御國土之盛衰に相係り、不谷易御事ニ候、③依て三、四年來、木山仕法御改正被成候、此通ニ而御改行届候ハ、拾五年も過候ハ、自然中古に復し、往々数千金宛御備も可相成、第一者各々勤惰ニ相預り候事故、是上猶又、旧染不相泥御改正之御趣意ニ基キ、山林守護相立候儀專一出精可被致候(後略)

①の部分によると、瀬谷は山林が「伐尽」となつたため、このままでは家臣に対する材木・小羽の供給に支障が出ると指摘する。続けて、「中古」までは材木を領外へ売却して利益を獲得したり、材木を抵當に入れて金銭を借用したりできた点に触れることで、当時は森林資源が藩財政に寄与しなくなっている点を暗に説明している。さらに②の部分では、山林は「御田地ニ次候產」であるとともに、水源を涵養する「御田地根元」でもあると説明し、森林資源の減少を「御国土之盛衰」に関わる重大問題として訴えた。そして③の部分では、こうした状況に対して近年林政が「御改正」されたので、追々利益を獲得できるようにならうが、「御改正」が行き届くか否かは第一に林取立役の働きに拠ると述べて、「旧染」に固執せず、「山林取立」に出精するよう求めていた。このように、瀬谷は材木や薪炭を供給する「山処」の資源枯渇と、水源涵養機能の低下による「田地」の荒廃を深く危惧し、その問題を解決するため、「山林取立」の推進を林取立

立役に期待したのであつた。

次に、「演舌覚」の具体的な内容を確認したい。その要点は、文化二年「被仰渡ヶ条」と同じく、(ア)森林資源の実態調査と記録の整備、(イ)山林の取り締まり、(ウ)植林の奨励、(エ)利用方法の改善と統制の四点に分類できる。以下では、この分類に従つて、各条文を検討していく。

ア 森林資源の実態調査と記録の整備

まず第一〇条では、「六郡木山絵図、年久敷ニ隨ひ紛乱致候、改正之儀兼而吟味役江申置候間、申合懸り相定、來夏頃迄出来可被致候」とあり、

従来の「六郡木山絵図」が古く、内容に齟齬があるので、林取立役のなかで担当者を決定して、改訂するよう命じられた。この「六郡木山絵図」とは、文化二年「被仰渡ヶ条」の第二条で作成が求められていた「絵図帳面」を指すものと推測される。

右に関連して、第二条には「廻山毎度、沢・峰之字所、青木・雜木之多少、山林之盛衰等具サ相考、絵図面添書載ニ致可被指出候」との記述があり、廻山の度に沢・峰の名前や青木・雜木の多寡、山林の盛衰などを調査しておき、「絵図面」を用いて報告するよう定められている。本史料中の「絵図面」が、第一〇条の「六郡木山絵図」であるかは定かでないが、少なくとも木山方が、絵図という方法で森林資源の実態を把握しようとしていたことは明らかである。

森林資源の実態調査については、第七条と第一一条でも言及されている。第七条では、「御注進植立并苗木取立候者、又ハ為過料植立申付候分、見分之上実否取糺、帳面ニ致可被申聞候」とあり、「御注進」による植林⁽³⁶⁾と、苗木の育成、過料として命じられた植林について調査し、帳面にまと

めて提出するよう指示された。

また第一一条では、「御直山柵入箇處并ニ押領木・御引上木、其節急度帳面不紛乱候様取纏、歳末大数見解易く相認可被申聞候」とあり、御直山の柵出し場所や植立木の分収本数を、その都度記録しておき、毎年末に概略を報告するよう命じられた。

このように、木山方は「被仰渡ヶ条」以来、一貫して森林資源の実態調査と記録の整備を志向していた。ただし、第一一条の利用状況に関する調査の指示は、「被仰渡ヶ条」にはみられない、「演舌覚」の特徴であった。

イ 山林の取り締まり

まず第二条では、これまでのような「一ト通之廻山」では「蔭々之吟味」が行き届かず、「不埒」なことが起るので、「春秋惣廻山」はもちらん、柵出しの監督時などにも合間を縫つて「不時廻山」し、日頃から「六郡諸山」について「委曲」心得ておくよう命じられた。

また第九条では、「御山守之勤惰、廻山之毎度心付吟味致、評議之上可被申聞候」とあり、廻山の際には御山守の勤怠も吟味して、評議のうえ報告するよう求められた。

このように、「演舌覚」は「徒」などの抑止を図るため、林取立役による廻山の徹底と、御山守の勤怠吟味を強調した。ここには、賀藤の献策書の影響を色濃く認めることができる。

ただし第三条では、「廻山毎度重り候得者村方物入ニも相成候事故、自然御百姓氣受ケ蔑不宜、山林衰可相至ニ付、廻山之節土產物等を始、村々人馬、宿々賄等に至迄、村方費候に不相成候様心付、御改之御趣意ニ不戾候様ニ可被致候」とあり、廻山があまりに頻繁では村の負担となり、百姓

の評判が悪化して、かえつて山林が荒廃するので、廻山の際には村の負担を極力避けるようにも命じられた。この背景には、村の協力を得られなければ、藩営林の保護は行き届かないばかりか、「徒」におよぶ百姓さえ出てくるという認識があつたものと考えられる。

ウ 植林の奨励

まず第四条では、「麓村之人氣ニ従ひ如何様ニも申諭し、林立候様可被致候」とあり、植林の奨励にあたつては、麓村の「人氣」を考慮しながら、充分に説諭するよう指示された。この点に関連して、第八条では「御直山麓村ハ別而植立相進候様可被致候、自分之植立林無之候得ハ自然徒相生候事ニ候」とあり、「徒」を抑止するために、特に御直山の麓村で植林を推進することが命じられた。

なお先述した通り、賀藤の献策書は、御直山の麓村では植立林がほとんどなく、御直山から家作木などを無断で伐出している実情を伝えていた。彼自身が、御直山の麓村に植林を奨励するよう主張したわけではないものの、ここからは、献策書によつてもたらされた情報が、改革の立案に繋がつた様子を看取できよう。

エ 利用方法の改善と統制

第六条では、「末木等も可成丈ヶ為指出、木も無用ニ不費候様ニ山林労り柵入可為致」とあり、柵出しの監督時には、森林資源を浪費しないよう、末木も可能な限り利用させることが求められた。このように、記述自体は簡素であるが、森林資源の集約的利用が主張されている点も、「演舌覚」の特徴である。ここからも、賀藤の献策書の影響を窺うことができよう。

以上のように、瀬谷は「被仰渡ケ条」の方向性を継承しつつも、「山林取立」のさらなる推進を図つて、新たに林取立役による廻山の徹底や、御山守の勤怠吟味、御直山の麓村に対する植林の奨励、森林資源の集約的利用などを訴えた。なお、その内容には、既に指摘したように賀藤の献策書が強く影響していた。ここでは、「演舌覚」の内容もさることながら、木山方吟味役による改革案の献策が、実際の林政改革の前提になつていていたことを確認しておきたい。

本章の最後に、木山方に属する各役人の役割を、「山林取立」政策との関わりで整理しておこう。これまで明らかにしてきたように、「山林取立」政策の実務を主に担つたのは、一九世紀林政改革で専任の役人として新任された林取立役であった。しばらくして、これに林取立役加勢が加わった。彼らは、文化二年「被仰渡ケ条」の末尾に「右條々能々指心得、何に義茂木山方吟味役へ無覆藏取合 御為第一諸山之取立候様出精可被相勤候」とあるように、基本的に木山方吟味役と相談しながら、職務を遂行することになつていた。しかし、一方では「演舌覚」の第一〇条に「惣して吟味役と心を合、何儀たりとも申合之上可被申聞候、事ニ寄難申合儀并是迄不申合被申聞候儀者尤無申合直々可被申聞候」とあるように、もし相談しがたい事柄などがあれば、木山方吟味役を飛び越して、木山掛奉行へ直接上申することが許されていた。また木山方吟味役は、右のようく林取立役を差配するよう期待されたが、それに留まらず、賀藤のように改革案の立案によつて「山林取立」政策を推進する立場にあつた。そして、木山方の長官にあたる木山掛奉行は、こうした木山方吟味役や林取立役・林取立役加勢らの報告・献策を吟味し、総合したうえで、それらを実際の政策に反映する役割を担つていたと考えられる。次章では、こうした体制で進め

られた「山林取立」政策の展開を、文政期（一八一八～三〇）までを射程に入れて検討し、一九世紀林政改革の基調について考察を深めたい。

三 木山方による「山林取立」政策の展開

（二）「徒」の抑止と御材木場の設置

第一章・第二章で明らかにしたように、一九世紀林政改革では、「山林取立」のために「徒」の抑止が図られた。しかし、林取立役や御山守の廻山だけでは、「徒」を抑止するのに限界があった。そのため、同五年以降、木山方は領内的重要拠点に「御払処」や「御材木場」などと称する役所（以下、便宜的に御材木場と統一）を設置していった。本節では、この御材木場設置の目的と意義について検討する。

まず、同五年にいち早く設置された、角館御材木場をとりあげる。左に引用したのは、その設置経緯を伝える史料である。

〔史料2〕

一、北浦木山并荒川・舟岡御直山奥山通、杉・檜共猥りニ徒伐・皮剥有之、自然成木難相成ニ付、角館へ小羽・材木共ニ御払処被居置、一郷へ相払、連々徒伐指留、青木御取立被成置候様ニ角館林取立役横塚源藏申上候ニ付、文化五辰年加藤清右衛門仙北筋回山之砌見分被仰付、委曲見分致候処、源藏申上候通、逆も御払所不被居置候而ハ往々御山處青木絶果候ハ顯然之事故、右之趣書載を以申上候処、柳吉兵衛被仰付、右世話方五井孫三郎・武村義兵、衛被仰付、御材木同年より為御試小羽・材木共被払置候事ニ相済、御藏元同処町人八

場御取補理之間、小羽納方・御払共五井孫三郎藏暫御借上、二、六
之出日相定被払置候⁽³⁷⁾

本史料によると、当時角館町周辺の山林では「徒」が頻発しており、青木の生育に支障が出ていた。そこで、林取立役加勢の横塚は、同町へ小羽・材木を払い下げる御材木場を設置し、「徒」を抑止するよう上申した。これを受けた木山方は、木山方吟味役の賀藤を実地見分に派遣した。そして、横塚の上申通り御材木場を設置しなければ、青木は「絶果」てるという賀藤の報告を容れ、文化五年には、二と六の日に小羽・材木を試験的に払い下げるよう決定した。

このように、木山方は角館町の小羽・材木需要を払い下げによって充足させることで、周辺山林における「徒」の発生を防ごうとした。この角館御材木場は、一定程度の成果をあげたようで、翌六年には「永続」設置と役所・小羽藏の建設が決定されている⁽³⁸⁾。

次に、同八年二月に設置された大館御材木場について、若干検討しておこう。⁽⁴⁰⁾ この大館御材木場の職務を担当した林取立役加勢の小泉豹治と田村要兵衛は、任命にあたって「御払処被居置候儀者全ニ徒柵出賣買之木品御指留、自然木山御取立之御旨意候間、一郷者勿論近村共ニ受取方之者勞煩無之様可被取扱候」と命じられた。すなわち、大館御材木場の目的は、「徒」による材木・小羽などの密売買を禁止し、森林資源を繁茂させることなので、払い下げを希望する者に労煩のないよう求められている。

以上のように、一九世紀林政改革は、廻山の徹底だけでなく、御材木場の設置によって町や周辺村々の林産物需要を充足させることで「徒」の抑止を図った⁽⁴²⁾。こうした御材木場は、角館町・大館町だけでなく、御材木場の設置によって町や周辺村々の林産物需要を充足させることで「徒」の

(二) 柚出し方法の改善・統制と御山師

文化六年（一八〇九）一二月、木山方は「御山師」の越前屋弁蔵・齊藤新兵衛へ八か条の書付を通達した⁽⁴⁴⁾。この御山師については不明な点が多いが、柚出しに関する御用を取り扱った商人と考えられ、藩営の柚出しを入れで請け負った村々の「山師」とは区別すべきであろう。また、本通達の末尾には、「自分共（越前屋・齊藤）之儀者永々之御山師故、木山御労候儀第一可心懸、（中略）以来者ハ郡御山処無残心得候様近々不時廻山もいたし、兼て御山心得候様第一之事ニ候」とあることから、御山師は領内の藩営林を残らず把握し、その保護に尽力する役割を期待されたことがわかる。本通達は、木山方が彼ら御山師に対して、柚出し方法の改善・統制を命じたものとして重要である。ここでは、主要な条文をとりあげて検討する。⁽⁴⁵⁾

まず第一条によると、山林は「近年伐尽」となり、「纔之木品」を生産するにも困難なほどであった。こうしたなか、林取立役の廻山などによつて山林の「取立」を推進し、「番山練」も実施するのであるから、たとえ柚出しを命じられても、ただ黙従するのではなく、「連年之山練」に問題の生じる可能性があれば、腹蔵なく意見を上申するよう求められた。この点は第七条でも強調されており、「柚取之善惡」は「御直山之盛衰」に直接するとの認識から、柚出しを命じられても、「後日之害」となる場合には予定生産量を減少させるので、遠慮なく意見を上申するよう指示されている。加えて、「御山御労之筋」に関する事柄は、些細なことであつても申し出るよう定められていた。

また第一条では、「手代・山頭等へも此度嚴ニ青木御取立之儀申合、可

成丈ヶ末木不取捨候様可致候」とあり、手代・山頭などへ青木「取立」の趣旨を申し含め、末木からも可能な限り造材させることが命じられた。これに関連して第三条では、柚出しの際、山子に「御山御労之筋」を説諭して、森林資源を浪費しないよう「精々柚取」させることが定められた。さらに第六条では、從来柚小屋や道・橋の普請に青木を利用していた点がありあられ、以後は可能な限り雑木で代替するよう指示された。

このように木山方は、御山師に藩営林の状況を残らず把握させておき、目先の需要などにとらわれることなく、長期的な視野から、森林資源の実情に見合った柚出しを実行させようとしていた。特に、森林資源の集約的利用や道・橋普請における雑木の利用は、賀藤の献策書が反映された具体的な施策として注目される。

(三) 「民生日用之助」としての植林の奨励

山林の「伐尽」を危惧した木山方が、「村居之勝手」になるという認識で植林を奨励した点は、既に指摘した通りである。本節では、こうした理解を踏まえつつ、文化八年（一八一〇）六月に出された藩主「御直書」と、それに附隨する家老の書付に着目することで⁽⁴⁶⁾、一九世紀林政改革における植林奨励策の特質を追究する。まず、「御直書」の内容から検討しよう。

〔史料3〕

郡 方

木 山 方 江

產 物 方

之助と相成候義専要之事ニ付前以令心配候、柳・漆木其外植立方之儀徳雲院様格別ニ思召被相竭、

御代ニ被仰出之旨有之といへとも、尺々敷取立ニも至兼候義、畢竟百姓共勤メ方行届兼候訣茂有之候哉ニ被存候、且木山之義も近年伐尽ニ相成候由、自然と耕作之余勢も衰ひ、民力之窮候基、一体ニおゐて不輕義にて候条、向後木山并漆木其外共ニ植立方格別精出し候様ニ可取計候、(中略)猶委曲ハ年寄共可申含候也

六月⁽⁴⁷⁾

本史料によると、山林を含む諸産物の「取立」は、藩益のみならず、「民生日用之助」となるべきものであつた。しかし、三代藩主佐竹義処の代から、柳・漆木などの「取立」を奨励しているものの進捗せず、山林も近年では「伐尽」となり、百姓が困窮する原因になつてゐるという。そのため、百姓が山林や漆木などの「取立」に出精するよう取り計らうことが、郡方・木山方・産物方に命じられた。

続けて、「御直書」に附隨し、家老から木山方へ出された書付を検討する。本書付によると、山林は村々の「余勢」となり、田地に次いで「村方盛衰」に関わる「至而大切」なものであつた。そこで、「今般格別に思召之旨被仰出候条、惣而百姓共勝手宜様ニ被致心配、六郡一統植立相進ミ、田地開発いたし候心入ニ準シ、出精致候義専要之事ニ候」とあるように、田地の開發に準じて植林を推進すべき点が確認された。そのうえで、成林後の「運上⁽⁴⁸⁾」を「別紙」の通り緩和するので、郡方・産物方と「互ニ心を合」わせながら、土地に適した樹種を植栽させるよう定められた。

(四) 「山林取立」をめぐる木山方と郡方

なお、右の「別紙」では、「郷林・符人林・寺社木共、青木半々御割合を以被ト候義ハ先年より御定候得共、向後三・七之御割ニ被相改、七歩ハ

林主へ被下之、三歩ハ可被召上候事」とあり、これまで郷林・符人林・寺社林として植栽された青木は、成林後「半々」の割合で分収することになつていたが、以後は七割を「林主」に下付し、三割を藩が召し上げるよう改められた。⁽⁴⁹⁾

このように、藩は山林を「民生日用之助」、村々の「余勢」と捉え、植林を新田開発に準ずるものとして強力に推進しようとした。そのために、長らく「半々」であった青木の分收割合を、百姓などの「林主」に有利となるよう「三・七」へと変更した。こうした内容が、家老の書付だけではなく、藩主「御直書」を伴つて木山方をはじめとする関係部署へ通達されたことからは、「山林取立」に対する藩の強い姿勢を看取できよう。また、村の相続を援助するために、「山林取立」が、漆木などの諸産物の「取立」とともに奨励された点は、寛政～享和期(一七八九～一八〇四)の林政からの連續性を想起させる。

なお、先述した家老の書付では、木山方は郡方・産物方と「互ニ心を合」わせながら、百姓に植林を奨励するよう定められていた。ちなみに、寛政八年(一七九六)九月の時点では、産物方は郡方の兼帶となつたので⁽⁵⁰⁾、ここで木山方が連携するよう求められたのは、実質的には郡方であつたと考えられる。それでは、一九世紀林政改革において、郡方はどのように位置づけられていたのであろうか。次節では、「山林取立」をめぐる木山方と郡方の関係を具体的に考察したい。

付を検討しよう。

〔史料4〕

山林取立之儀者、当夏中重キ被

仰出之趣も候処、今以徒伐・皮剥等処々有之様相聞得不埒之至ニ候、

①山林之儀者木山方担ニ候得共、郡方ニおゐても專心配可致儀勿論ニ候得共、兼而申付方疎も有之間敷候得共、右体心得違之者打重有之候而者如何之事ニ候故、②屬役之面々木山方役々同様之心得を以村々取締之儀入念可取計、且植立銘々出精不致候而者、自然普請等諸用も手支候積リニ候間、是又能々申喻候様、猶も可被申渡候事

未十二月

右之通、郡方江被仰渡候ニ付、為心得被仰知候趣ニ御座候⁽⁵¹⁾

本史料は年欠であるが、文化八年（一八一二）か文政六年（一八二三）に作成されたものと推定される⁽⁵²⁾。右によると、山林は木山方の管轄であるものの、郡方でも心を配るべき事柄とされ（傍線部①）、郡方役人は木山方役人と同様に「徒」などを取り締まり、将来的に普請用材の供給に差し支えないよう、百姓らに充分説諭して植林させることが命じられた（傍線部②）。

このように、一九世紀林政改革では、「徒」などの取り締まりを徹底し、

百姓らに植林を奨励するため、木山方と郡方の協同が求められた。特に植林の奨励は、前節で指摘したように、村の相続を援助することが重要な目的であったため、「六郡木山」が郡方支配から木山方支配に改められた後も、民政を担当する郡方の協力が不可欠とされたのである。⁽⁵³⁾

こうした木山方と郡方の関係を論じるうえで、時代は下るが、文政一三年一二月に、郡方吟味役の小川敬内が提出した書付は重要である。本書付

郡奉行

は、「秋田郡北比内・小猿部・両阿仁御直山麓村々へ木山方より被下置候御賞御合力錢を以郷備米いたし候義、扱吟味役小川敬内より書上之事、附而年々御直札被入置候ニ付、村々余勢ニ相成候事」（以下、小川敬内書上）と題され、「木山方以来覚追加」に所収されている。その内容は、端的にいえば、①御直山の保護が行き届いていることなどを理由に木山方から村々へ下付された錢と、②村々が木山方の許可を受けて、橋木備山・郷林・御札林などから立木を伐採し、それを売却することで得た錢を活用して、郡方が秋田郡の村々に備荒貯蓄させた旨を報告したものである。分析を加える前に、その記載例を二点示しておこう。

〔史料5〕

阿仁

一、拾六石武斗七升九合

羽根山村

右者文政十亥年、右村御直山守護形行届、且拾ヶ年中御直札被入置候處、村方世話行届候深切を被思召、調錢七拾貫文被下

置、右米為備申候

〔史料6〕

一、三拾五石

小猿部

七日市村

右者文政七申年願申立、右村橋木備山之内より杉元木五百本拝領、他払被指免、調錢百五拾貫文ニ売払、右米為備申候このうち、「史料5」が①の事例で、「史料6」が②の事例である。前者では調錢七〇貫文で米約一六石が、後者では調錢一五〇貫文で米三五石が備蓄されている。こうした「小川敬内書上」の記載内容を、表1に整理し

表1 木山方と郡方の協同による備荒貯蓄(文政4～10年)

No	和暦	村名	備米(石)	経緯
1	文政4年	羽根山村	9.500	中羽根山沢の御直山守護が行き届いているので7か村へ調銭200貫文を与える。その錢で備米させる(ただし、500文の余りが生じている)
2		李台村	9.500	
3		福田村	9.500	
4		新田目村	9.500	
5		上杉村	9.500	
6		下杉村	9.500	
7		川井村	9.500	
8	文政4年	沖田面村	13.333	御直山守護が行き届いているので5か村へ調銭150貫文を与える。その錢で備米させる
9		小沢田村	11.666	
10		鎌沢村	8.333	
11		三木田村	8.333	
12		芹沢村	8.333	
13	文政5年	早口村	23.333	御直山守護が行き届いているので調銭70貫文を与える。その錢で備米させる
14	文政7年	七日市村	35.000	願いにより、村の橋木備山から杉500本の拝領・他払を許可。その利益である調銭150貫文で備米させる
15	文政7年	今泉村	50.000	御直山での杣出しの利益から調銭150貫文を与える。その錢で備米させる(御直山守護が行き届いているためか)
16	文政8年	黒沢村	7.000	願いにより、村の御札林から雑木の拝領と他払を許可。その利益である調銭75貫文のうち54貫文を備米蔵造立入料とし、残り21貫文で備米させる
17	文政8年	浦田村	65.000	願いにより、村の樋木備山から杉200本の拝領と他払を許可。その利益である調銭300貫文のうち105貫文を備米蔵造立入料とし、残り195貫文で備米させる
18	文政8年	湯口内村	20.000	願いにより、村の社木から杉120本の拝領と他払を許可。その利益である調銭100貫文のうち40貫文を備米蔵造立入料とし、残り60貫文で備米させる
19	文政10年	羽根山村	16.279	御直山守護が行き届いており、かつ10年間の直杣の際に村の世話を行き届いていたので調銭70貫文を与える。その錢で備米させる
20	文政10年	小又村	—	願いにより、村の御山処から杉300本の拝領と他払を許可。その利益である調銭35貫文を備米蔵造立入料とする
21	文政10年	長坂村	—	願いにより、村の郷山から松3100本の拝領を許可。その利益である調銭240貫文を備米蔵造立入料とする

出典：「秋田郡北比内・小猿部・両阿仁御直山麓村々へ木山方より被下置候御賞御合力銭を以郷備米いたし候義、扱吟味役小川敬内より書上之事、附而年々御直杣被入置候ニ付、村々余勢ニ相成候事」〔「木山方以来覚追加12-15、国立公文書館藏、請求番号：分館-06-033-00・平19農水10341100〕より作成。

本表によると、文政四年から同一〇年までの七年間に、延べ一九か村で米の備蓄が進められたことがわかる。また同一〇年には、藩営林や郷林から伐採した立木の売却代を、備蓄用の郷蔵の造立経費に宛てている事例が二か村みられる。これに関連して、「小川敬内書上」の末尾には、「右之外、五拾八ヶ處郷備米蔵造立之普請木、御直山より本木少分之運上を以被下置、又者御材木仕上り直段を以被下候訳有之候得共略之」とあり、木山方が五八か所の郷蔵普請用に、立木を低額の運上と引き替えに伐出せたり、加工済みの木材を生産経費と同額で払い下げたりしていたことが知られる。

以上のように、文政期(一八一八～三〇)には木山方と郡方が協同して、村々に備荒貯蓄をさせたり、郷蔵普請の便宜を図つたりしていた。森林資源の減少が危惧されるなかで、木山方が村の相続を援助するため、木材を供給していたことは重要な⁽⁵⁷⁾ことである。

それでは、なぜ木山方は郡方と協同して、村の相続を援助しようとしたのであろうか。この点を、天保三年(一八三三)一〇月、秋田郡雪沢村が木山方に提出した錢拝借の願書を糸口に考察したい⁽⁵⁸⁾。本願書によるところ、同村は農業生産力が極めて低く、豊作の年でも実りが悪いので、従来「山林之余勢」によつて「相続」してきた。しかし、今年は特に不作で、「何を以

村居相続可仕見詰無御座」という状況であった。そこで同村は、このままでは「長木沢御直山守護形」を滞りなく勤めることができないとして、錢一〇〇貫文の拝借を出願した。この出願は、翌一月に部分的にではあるが許可され、半額の五〇貫文が雪沢村に貸与されている。

右の事例で着目したいのは、錢の拝借願いが、民政を担当する郡方ではなく、木山方へ出されている点である。雪沢村は、「長木沢御直山守護形」を引き合いに出すこと、木山方から錢を拝借できる見通しを持つていたのである。一方の木山方も、「山林取立」を標榜する立場としては、御直山の保護を担うべき麓村の困窮は看過できなかつたに違いない。麓村が困窮しては、その役割を果たせないばかりか、百姓らが「徒」に及ぶ可能性も想定されるからである。このように、村の相続の援助は「山林取立」に直結する事柄であり、こうした木山方の認識が、雪沢村への錢貸与に繋がつたと推測される。

これらの点を踏まえると、木山方が郡方と協同して備荒貯蓄に取り組んだ背景には、凶作時に藩営林を「徒」などから守り、「山林取立」を徹底する意図があつたと考えられる。

(五) 林政改革の行方——文政期末の動向——

これまで明らかにしてきたように、「山林取立」をめぐる主要な施策は、文化二年（一八〇五）から八年頃までの間に、おおよそ出揃つたといえる。その後、一九世紀林政改革は、右の施策に基づいて進められていくが、文政期（一八一八～三〇）末には新たな課題が生じた。本章の最後に、この点を同一年六月、木山掛奉行の介川東馬・松本丹下が林取立役に出した書

付から確認しておこう。⁽⁵⁹⁾

本書付は、林取立役の働きによって「諸山」が「追々成木」し、「六郡植立」も「莫太」であるとして、彼らの「出精」を評価するところからはじまる。しかし、「文化二丑年御改正」から約二三年が経過したため、なにかには「自然相弛候事」もあつたという。そこで、五カ条にわたる改善事項が、林取立役に通達された。

たとえば、第一条では「杣入之仕様善惡、專山之盛衰に相係候事ニ候条、怠りなく遂吟味、夫々指図可被致候」とあり、杣出しの善惡は山林の盛衰に関わるので、監督時には怠慢なく吟味し、適宜指示を出すことが命じられた。また、第三条では「仙北筋秋回在近年多分九月・十月頃ニ相成候ニ付、短日荒勝之時節故、村々勞煩・迷惑茂可有之、且調も届兼可申候間、以来八月中回在之様ニ可被致候」とあり、上筋の秋季廻山は近年九〇一〇月頃にすれこんでいるが、日が短く天氣も荒れがちで調査は行き届かず、長逗留となつて村の「勞煩・迷惑」にもなつてしているので、以後は月中旬に廻山するよう求められた。続く第四条では、「回在向取扱候御用筋之義者、同役一統へ無落相伝、尚片付吟味役へ茂被申聞候義、弥前々之通可被致候」とあり、以前のように、廻山中に取り扱つた御用について、林取立役どうしで情報を充分共有し、木山方吟味役へも報告するよう指示された。さらに、第五条では「林帳時々改可申義ニ候所、近年暫相絶候由、早々可被相改候」とあり、林帳を適宜改訂すべきところ、近年はおろそかになつてゐるようなので、速やかに改訂することが定められた。そして、末尾では以上の内容を林取立役加勢にも通達するとともに、「御改正之御趣意ニ不相戾候様」と命じられている。

このように、文政期末になると、一九世紀林政改革の要ともいべき林

取立役のなかには、改革内容を履行できていなない者も現れるようになつた。こうした状況に対し、木山掛奉行らは、文化二年（一八〇五）にはじまる「御改正」の趣旨を継承するよう林取立役らへ明示し、改革体制の引き締めと「山林取立」のさらなる推進を図つたのである。

おわりに

本稿では、秋田藩における一九世紀林政改革の基調を、木山方の「山林取立」政策を中心検討してきた。おわりに、その要点をまとめておこう。

文化二年（一八〇五）九月、それまで郡方支配に属していた「六郡木山」が、木山方支配に改められた。同月中には、木山掛奉行を長官とし、次官に相当する木山方吟味役のもとに林取立役を配するという木山方の基本組織が形成され、実務を担当した林取立役には早々に職務規程が申し渡された。これによると、藩は森林資源の減少が誘発する事象を多角的に捉えることで、山林の「伐尽」に強い危機感を抱き、その問題解決のため、林政改革による「山林取立」を標榜した。そして、「山林取立」の基本政策として、（ア）森林資源の実態調査と記録の整備、（イ）山林の取り締まり、（ウ）植林の奨励、（エ）利用方法の改善と統制の四点を強調した。

同三年二月以降になると、藩は「山林取立」政策を一層推進するために、林取立役加勢を順次任命していった。こうしたなか、同五年一月には、木山方吟味役の賀藤が「山林取立」に関する献策書を提出した。そのなかで彼は、林取立役による廻山の徹底や御山守の勤怠吟味、柵出し監督時の適切な指示によって、山林を保護するよう上申している。

同六年一月には、木山掛奉行瀬谷小太郎が、林取立役に対して「山林取立」の「心得」を「演舌」した。そのなかで彼は、これまでの方向性を継承しつつも、「山林取立」のさらなる推進を図つて、新たに林取立役による廻山の徹底や、御山守の勤怠吟味、御直山の麓村に対する植林の奨励、森林資源の集約的利用などを訴えた。その内容には、先述した賀藤の献策書が強く影響していた点も重要である。

このように、「山林取立」政策の実務を主に担つたのは林取立役で、後に林取立役加勢も加わった。木山方吟味役は、こうした林取立役らを差配するとともに、改革案の立案によって、「山林取立」政策を推進する立場にあつた。そして木山掛奉行は、木山方吟味役や林取立役・林取立役加勢らの報告・献策を吟味し、総合したうえで、それらを実際の政策に反映する役割を担つていたと考えられる。

こうした体制に基づき、木山方は文化五年から八年までの間に、「山林取立」に関する重要な施策を相次いで実施した。まず同五年以降には、領内の重要拠点に御材木場を設置し、町や周辺村々の林産物需要を充足させることで「徒」の抑止を図つた。また同六年一二月には、御山師二人に八か条の書付を出し、目先の需要などにとらわれることなく、長期的な視野から、森林資源の実情に見合つた柵出しを実行するよう求めた。同八年六月には、山林を「民生日用之助」、村々の「余勢」と捉え、長らく「半々」であった青木の分收割割合を、百姓などの「林主」に有利となるよう「三・七」へと変更し、植林を新田開発に準ずるものとして強力に推進しようとした。村の相続を援助するために、「山林取立」が、漆木などの諸産物の「取立」とともに奨励された点には、寛政（享和期）（一七八九～一八〇四）の林政からの連続性が見出せよう。なお、一九世紀林政改革では、「徒」な

どの取り締まりを徹底し、百姓らに植林を奨励するため、木山方と郡方の協同が求められた。特に植林の奨励は、村の相続を援助することが重要な目的であつたため、「六郡木山」が郡方支配から木山方支配に改められた後も、民政を担当する郡方の協力が不可欠とされたのである。

以上のように木山方は「山林取立」を推進してきたが、文政期（一八一八～三〇）末になると、一九世紀林政改革の要ともいべき林取立役のなかには、改革内容を履行できていない者も現れるようになつた。こうした状況に対し、木山掛奉行らは、文化二年にはじまる「御改正」の趣旨を継承するよう林取立役らへ明示し、改革体制の引き締めと「山林取立」のさらなる推進を図つたのである。

註

(1) 銅山掛山については、芳賀和樹「秋田藩阿仁銅山掛山における御用焼木生産—近世後期の請負生産と森林資源の持続的利用技術」（河西英通・浪川健治編『グローバル化のなかの日本史像—「長期の一九世紀」を生きた地域』）岩田書院、二〇一三年）などを参照。

(2) 材木は丸太材や角材などのことで、小羽は屋根葺き用の薄い板材を指す。

(3) 能代木山については、岩崎直人「秋田杉林の成立並に更新に関する研究」（興林会 一九三九年）、芳賀和樹「文化期秋田藩能代木山における林政改革の展開—林政執行体制の整備を中心にして」（徳川林政史研究所『研究紀要』四七、二〇一三年）などを参照。

(4) このほか上筋の山林では、雄物川中流域に広がる水田地帯を支えるために、水源涵養機能の發揮も期待され、利用が極力制限された「水野目林」も比較的多く設定された。秋田藩の水野目林については、芳賀和樹「秋田藩における水野目林の保護・育成」（徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』II、東京堂出版、二〇一五年）八二～九一頁などを参照。

(5) ①～⑤の山林を、林野庁編『徳川時代に於ける林野制度の大要』（林野共済

会、一九五四年）一六〇頁、秋田県編『秋田県林業史』上巻（秋田県、一九七三年）一八三～一八七頁、前掲岩崎『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』一四～三四頁を参考に整理すると、次のようなになる。①は不明な点が多いが、以下②～⑤の山林を含んだ呼称と考えられる。②は藩の直轄した山林で③と④を含む。③は伐採を停止して森林資源を保護・育成し、臨時の需要に備えた山林、④は③の採取を許可した山林であった。

(6) 秋田藩政の歴史的展開については、特に言及しない限り、秋田県編『秋田県史』第二巻近世編上（秋田県、一九六四年）、秋田県編『秋田県史』第三巻近世編下（秋田県、一九六五年）、前掲秋田県編『秋田県林業史』上巻などを参照。

(7) 塩谷勉「部分林制度の史的研究—部分林より分収林への展開—」（林野共済会、一九五九年）八七頁。なお塩谷氏は、「部分林」の語を使用しているが、筆者は語義を考慮して「歩分林」と表記する。

(8) 番山縁とは、設定期間内において材木や小羽、薪炭などを安定供給するための森林經營計画で、いわゆる輪伐に相当する。さらに番山縁は、伐跡地の天然更新・人工更新を図り、その計画を長期的にローテーションすることで、森林資源の持続的利用を意図していた。番山縁については、芳賀和樹・加藤衛拡「一九世紀の林政改革と近代への継承」（『林業経済研究』五八一～、二〇一二年）一八〇頁を参照。

(9) 芳賀和樹「寛政期の秋田藩林政と藩政改革」（徳川林政史研究所『研究紀要』四八、二〇一四年）。

(10) 月居忠熙「秋田藩林制正誌」（月居忠熙、一九〇五年）。

(11) 服部希信「林業経済研究」（西ヶ原刊行会、一九四〇年、地球出版より一九六七年に復刊）など。

(12) 前掲岩崎『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』。

(13) 村井英夫・高橋秀夫「秋田の杉」（地方史研究協議会編『日本産業史大系』三東北地方篇、東京大学出版会、一九六〇年）。

(14) 前掲秋田県編『秋田県林業史』第三巻近世編上卷。

(15) 前掲秋田県編『秋田県林業史』上巻。

(16) 近年では、田中郁穂「秋田藩における文化の林政改革の再検討—『御勞』と山中労働者の実態の考察を中心に—」(『弘前大学國史研究』一二三、二〇〇七年)、脇野博「一九世紀秋田藩林政と近代の秋田杉」(徳川林政史研究所『研究紀要』四五、二〇一年)が、一九世紀林政改革を再検討した。しかし、田中氏は主に山中労働者に着目し、脇野氏は林政改革の実効性を重視したため、両論文は「山林取立」政策について、充分な分析を加えてはいない。

(17) 前掲芳賀・加藤「一九世紀の林政改革と近代への継承」参照。

(18) 東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館蔵。目録に一～二十九巻を加えた全三〇冊。本稿では、一巻(請求番号・分館一〇六一〇三三一〇〇・平一九農水一〇四九三一〇〇)、二巻(請求番号・分館一〇六一〇三三一〇〇・平一九農水一〇四九四一〇〇)、四巻(請求番号・分館一〇六一〇三三一〇〇・平一九農水一〇四九六一〇〇)を使用。史料引用では、一巻一点目を「一」のように略記。

(19) 以下、引用史料中の読点、並列点、丸数字、傍線、丸括弧は引用者が付した。

(20) 「木山方御改正大旨被仰渡」(前掲「木山方以来覚」一一〇)。ただし、「六郡木山」という文言には留意が必要である。先述したように、寛政一年には領内山林のほとんどが郡方に集中されたが、享和二年には能代木山と銅山掛山のみ郡方支配から外され、それぞれ能代方と銅山方による支配に復された。前掲芳賀「寛政期の秋田藩林政と藩政改革」五一頁。したがつて「六郡木山」という表現には、下筋の山林の大部分を占める能代木山と銅山掛山は含まれていないと理解できる。一九世紀林政改革は、まず上筋の山林を主要な対象として開始された。

(21) 「木山方御改正大旨被仰渡」(前掲「木山方以来覚」一一〇)。金森正也『藩政改革と地域社会—秋田藩の「寛政」と「天保」—』(清文堂出版、二〇一年)二六一頁によると、当時田名部と金は財用奉行を勤めていた。したがつて、彼らは財用奉行のなかでも木山掛を命じられた者である。

(22) 「林取立役定書被仰渡控」(秋田県公文書館蔵、史料番号・県A一二九)。本史料は、林取立役に出された書付などを書き留めたものである。なお、前掲芳賀「寛政期の秋田藩林政と藩政改革」四四頁・四九頁によると、須田と皆川は寛政六年の時点で代官手代役を勤めており、さらに皆川は同七年の時点で林取立役

(郡方物書の兼帶)を勤めていた。須田、皆川が起用された背景には、こうした「山林取立」に関する経験への期待があつたものと推測される。

(23) 前掲芳賀「寛政期の秋田藩林政と藩政改革」五一頁。

(24) 前掲「木山方以来覚」一一六。

(25) 前掲『秋田県林業史』上巻一七七～一七八頁は、一九世紀林政改革を「藩の林政に対する基本的態度 発想の転換」の所産とし、寛政期林政との差異を強調した。その主要な論拠は、藩が財源としての山林の重要性を主張した点にあるが、その主張は「被仰渡ケ条」にはみられず、後述する文化六年の瀬谷の「演舌」で示されている。したがつて一九世紀林政改革が、財源となる森林資源の回復を意図していたのは確かであるが、それだけをもつて一九世紀林政改革を論じることには同意できない。

(26) 前掲秋田県編『秋田県史』第二巻近世編上五〇八～五一〇頁、前掲秋田県編『秋田県史』第三巻近世編下三六三～三六六頁。

(27) 植林場所の吟味などを担当した林取立役の名前と推測される。

(28) 前掲「林役加勢被仰付候節本役より伺之事」(前掲「木山方以来覚」一一七)。

(29) 前掲「林取立役定書被仰渡控」。

(30) 前掲金森「藩政改革と地域社会」九頁によると、秋田藩は「軍事的要所に一門や大身給人を城代として配置し、その下に複数の給人を配属させるという軍事編成」をとった。なお、配属された給人は「藩主の直臣」であった。

(31) 「横手林役長沼五郎左衛門御賞申上候事、附而御賞之事」(「木山方以来覚追加」九一五、国立公文書館蔵、請求番号・分館一〇六一〇三三一〇〇・平一九農水一〇三三四一〇〇)。なお「木山方以来覚追加」は、天保五年頃、木山方吟味役の賀藤清右衛門らが編纂したもので、「木山方以来覚」編纂後に出土された書付などを所収する。

(32) 「角館へ御材木場被居置候発端」(前掲「木山方以来覚」四一)。

(33) 「文化年中木山方御改正之砌山林取立之義申上候大旨」(前掲「木山方以来覚」一一一)。

(34) 前掲岩崎「秋田杉林の成立並に更新に関する研究」一二九頁。

(35) 前掲「林取立役定書被仰渡控」。

(36) 成林後の分収を期待せず、立木の全てを藩に上納する植林を指す。前掲秋田

県編『秋田県史』第二巻近世編下三九二頁参照。

(37) 「角館へ御材木場被居置候發端」(前掲「木山方以来覚」四一)。

(38) 「於角館小羽・材木被払下候趣同處(角館)へ被仰渡」(前掲「木山方以来覚」四一五)によると、六月のことである。

(39) 「田沢村重藏・多左衛門、角館御材木場役所并小羽藏御普請入料さし上候事」(前掲「木山方以来覚」四一)。

(40) 前掲芳賀「文化期秋田藩能代木山における林政改革の展開」六九七一頁を参照。

(41) 「大館林役加勢江同断(被仰渡)之事」(能代木山方以来覚)六一四、国立公文書館蔵、請求番号・分館一〇六一〇三三一〇〇・平一九農水一〇二四四一〇〇)。

なお「能代木山方以来覚」は、文政二年頃、木山方吟味役の賀藤清右衛門が編纂したもので、能代木山に関する書付などを所収する。

(42) 前掲秋田県編『秋田県林業史』上巻二〇七二〇九頁は、御材木場設置の目的を「供給の便をはかるなどではなく、徒伐製品をとりしまる便宜のために専売制を施く」ことであつたとする。その論拠としては、「もし御材木場の設置のねらいが(中略)木材製品供給の便をはかれば徒伐も少なくなるはず」というところにあるとすれば、商品は出まわるほどよいわけで、証拠なくして売買してはならぬとか、材木場以外に売つてはならぬなど禁令を出す必要はない」と述べ、文化五年六月、木山方が角館御材木場の設置と組み合わせるように採用した次の施策を例示する。この施策は、藩営の柵出しを請け負つた場合でも、植立林を押領した場合でも、百姓が杉・檜を角館町へ売却する際には、林取役加勢から「川下送書付」の交付を受けるよう定めたもので、もし「川下送書付」の交付を受けずに川下げしたことが発覚したならば、たとえ「押領木」でも「御引上」になるという。しかし筆者は、「徒」を抑止しつつ、材木などの円滑な供給を図るために、「徒」によつて生産された小羽・材木と、許可を得て生産された小羽・材木とを峻別する右の施策は、むしろ不可欠であつたと考える。したがつて『秋田県林業史』上

(44) 前掲「林取役定書被仰渡控」。

(45) 本書付には、前掲田中「秋田藩における文化の林政改革の再検討」三頁、田中郁穂「近世後期の秋田藩林政における山師について」(地域社会研究)二、二〇〇九年八一頁も着目しているが、その内容については追究されていない。

(46) この点については、前掲『秋田県林業史』上巻一九三一九四頁、前掲秋田県編『秋田県史』第三巻近世編下三五五三五七頁も若干とりあげているが、充分に分析されているとはいがたい。

(47) 「文化年中漆井山林取立之義被仰出御直書写」(前掲「木山方以来覚」一一)。

(48) 成林後、藩が召し上げる分を「運上」と表現している。

(49) 漆木についても、「拾歩一之運上」が廃止された。

(50) 前掲芳賀「寛政期の秋田藩林政と藩政改革」四九頁。

(51) 「郡奉行江被仰渡之事」(前掲「能代木山方以来覚」六一九)。

(52) 史料の内容と「能代木山方以来覚」の成立年代から、未年は二か年に限られる。

(53) 前掲秋田県編『秋田県史』第三巻近世編下三五三二五四四頁・三八九頁、前掲秋田県編『秋田県林業史』上巻一九五一九七頁は、一九世紀林政改革で、木山方が採草地への植林を強硬に推進し、郡方と対立した点を強調している。これは、木山方と郡方の関係を解明するうえで重要な論点であるが、紙幅の都合から別稿を期したい。

(54) 「木山方以来覚追加」一二一一五、国立公文書館蔵、請求番号・分館一〇六一〇三三一〇〇・平一九農水一〇三四一〇〇。

(55) 橋の普請用材を確保するため、村で保護・育成された山林と考えられる。

(56) 七日市村の備荒貯蓄については、栗原健一「秋田藩における山村の備荒貯蓄」(出羽国秋田郡小猿部七日市村を事例に)。(徳川林政史研究所『研究紀要』四八、二〇一四年)が詳細に解説している。

(57) このほか「小川敬内書上」は、「年々御直柵処おゐて被指出候長短小羽・雜割片板・石持杉皮・同小耗小羽・角丸太・宍料・挽板等迄、山取・土場出・打卷の主張を、そのまま容れることはできない。

(43) 前掲秋田県編『秋田県林業史』上巻二〇五二〇六頁。

取運賃、苔蘚・組繩御買上代、処々土場地代、世話方之者御合力等迄大抵右錢、

扱所へ被渡下候」として、「錢二千七百貫文余」を書き上げている。ここからは、

直柾が伐出過程や食料輸送において、村に多様な稼ぎの場を提供していたことが

わかる。

〔付記〕

- (58) 「秋田郡北比内雪沢村、不作ニ付拝借願之事、附而調錢五拾貫文被下候事」
〔木山方以来覺追加〕一三一八、国立公文書館藏、請求番号：分館一〇六一
〇三三一〇〇・平一九農水一〇三四二一〇〇)。
- (59) 「介川東馬・松本丹下、林取立役へ申合之事」〔木山方以来覺追加〕三一
一、国立公文書館藏、請求番号：分館一〇六一〇三三一〇〇・平一九農水

本稿は、二〇一四～一五年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）「江戸時代における林政の展開と森林資源の管理・経営システムに関する研究」（課題番号：二六・八六四九、研究代表者芳賀和樹）、二〇一五年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「東北型社会の特質に関する史的研究・地域資源の開発・管理・利用との関係を重視して」（課題番号：一五H〇四五六〇、研究代表者加藤衛拡）による成果の一部である。